

重要事項説明書

介護老人保健施設まちやのご案内

(令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 社会福祉法人 上智社会事業団 介護老人保健施設まちや
- ・開設年月日 平成10年3月27日
- ・所在地 東京都荒川区町屋4丁目9番5号
- ・電話番号 03-3892-5120 FAX番号 03-3892-5201
- ・管理者名 施設長 岡田 正彦
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1357080476号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、一日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 施設の職員体制

①入所・短期（予防）入所

	常勤換算人数	業務内容
施設長	1名以上	施設管理等
医師	1名以上	医療管理、医療必要性の判断
看護師	9名以上	医療管理、処置、日常生活支援
薬剤師	0.3名以上	薬剤管理
介護職員	25名以上	介護業務
支援相談員	2名以上	入所、短期、通所等の利用調整
理学療法士	1名以上	個別、集団リハビリテーション指導
管理栄養士	1名以上	栄養管理
介護支援専門員	1名以上	ケアプラン作成、調整
事務職員	1名以上	請求事務、窓口

- (4) 入所定員等 ・定員 100名
・療養室 個室…8室、2人室…0室、3人室…4室、4人室…20室
- (5) 通所定員 20名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食： 7時30分～ 8時30分
 - 昼食： 12時00分～13時00分
 - 夕食： 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（入所・退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月3回実施します。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

- ・名称 社会医療法人一成会 木村病院
- ・住所 東京都荒川区南千住1丁目1番1号

【協力歯科医療機関】

- ・名称 医療法人社団 おがた歯科医院
- ・住所 東京都荒川区東尾久2丁目5番17号

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会時間……………平日 ……：午前9時～午後7時まで。
日曜・祝日：午前9時～午後5時まで。
- ・消灯時間……………午後9時。
- ・外出・外泊……………事務所受付にて届出記入。
- ・飲酒……………要相談。
- ・喫煙……………禁煙。
- ・火気の取扱……………厳禁。
- ・設備・備品の利用……………冷蔵庫、暖房機材等、原則持込禁止。
- ・所持品・備品等の持ち込み……………しおり参照。
- ・金銭・貴重品の管理……………原則持込禁止だが、やむを得ない場合は必要最小限とする。尚、当施設内にての金銭・貴重品等の紛失等に関しては責任を負わないこととする。
- ・外泊時等の施設外での受診……………原則不可。緊急時は、要施設連絡とする。
- ・ペットの持ち込み……………厳禁。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 ……スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器、ガス漏れ火災警報、非常警備、避難器具、誘導灯、連結送水管、非常電源、防火設備
- ・防災訓練 ……年2回 内夜間想定1回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話：03-3892-5120)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階フロアに備え付けの「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、国民健康保険団体連合会や荒川区役所介護保険課も窓口となっています。

国民健康保険団体連合会 03-6238-0177 (苦情相談窓口専用)
荒川区役所 介護保険課 03-3802-4038 (直通)

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

介護保健施設サービスについて

(令和6年8月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

◇支援相談：

在宅復帰へ向けての退所の準備、入退所のコーディネート、相談援助、ご家族利用者のお悩み等、総合的サービスを提供します。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料、その他利用料の詳細は別紙「利用者負担説明書」にて記載します。

(2) 支払い方法

- ・毎月5日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金又は現金書留となります。入所契約時にお選びください。